

令和3年度

第2回北広島市交通安全計画策定懇話会

議事概要

日 時：令和3年11月18日（木）午後1時30分 開会

場 所：北広島市役所 5階 委員会室

北広島市市民環境部市民課

- 委員： 高山委員（北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 副所長）
 瓜生委員（北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所 所長）
 野田委員（北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 所長）
 尾立委員（札幌方面厚別警察署北広島交番 所長）
 小島委員（北海道旅客鉄道(株) 北広島駅 駅長）
 小池委員（自治連合会 会長）
 藤村委員（小中学校校長会 事務局次長（緑葉中学校長））
 杉山委員（小中学校PTA連合会 副会長）
 中山委員（幼稚園協会 会長（大地太陽幼稚園長））
 志田委員（老人クラブ連合会 会長）
 白崎委員（東交通安全協会 会長）
 佐藤委員（西の里地区交通安全協議会 会長）
 吉田委員（西部地区交通安全協議会 事務局長）
 森委員（西交通安全協会 事務局長）
- 事務局： 高橋市民環境部長 志村市民課長 山崎主査 平田主事
- 傍聴者：なし

1 開会

2 議事

○会長

それでは議事に入ります。第1回懇話会での意見に基づく修正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2に、前回、委員の皆様からいただいた意見の概要を記載し、それに対する市の考え方を右側に記載しています。

まず、素案の2ページ、基本理念の【高齢化が進進しても安全に移動できる社会の構築】を受けた施策の変更点につきましては、これまで取り組んできた施策をさらに充実、強化推進していくこととし「より一層」「さらに」などの表現を追加します。また、22ページ、高齢者に対する交通安全教育の推進では、段落全体を見直し、認知症検査、免許証自主返納についての記述の追加及びシルバーアドバイザーの店の前に「新たな取り組みとして」を追加します。

2点目、道央圏連絡道路につきましては、素案の9ページ、今後の見通しに「現在、小樽市と千歳市を結ぶ道央圏連絡道路（国道337号）の整備が進められており、今後、江別市と長沼町間が開通することにより、国道36号、274号の交通量が減り、交通安全への寄与が期待されます。」を追加します。

○会長

直接、北広島市の中を通る新しい道路ではないですが、この影響等が期待されるということですが、皆さんよろしいですか。

○委員

一同了承

○会長

では次、お願いします。

○事務局

次に10ページ、目標値につきましては、第10次と同様に減少率を根拠として目標値を設定しました。設定にあたっては、基本的には第9次と第10次の減少率を割り出して設定するとこ

ろですが、令和2年の事故発生件数、死傷者数は少なかったことから、前年を上回る目標値となってしまう。こうしたことから、一番減少率の大きい第8次と第9次の減少率を維持することを目標と設定しました。なお、令和3年10月末で、前年と比較して事故件数、死傷者数とも下回っており、第11次の目標として現実的な数値であると考えています。

○会長

推移を見ながら定めていくことになるかと思います。事務局の考え方でよろしいですか。

○委員

一同了承

○会長

では次、お願いします。

○事務局

次に13ページ、高齢者の判断力や認知機能についての明記につきましては、後段に「こうしたことから、加齢によって生じる身体機能の変化、判断力や認知機能の低下による行動への影響を理解し、自らが安全な交通行動をとることができるよう、高齢者に対する交通安全教室を引き続き実施していきます。また、」に修正します。

○会長

認知的なこととか判断機能的なことを明記することにより強調するということです。

○委員

一同了承

○会長

次、お願いします。

○事務局

次に17ページ、「ゾーン30」につきましては、前回にも説明しましたが、国と北海道の計画にも謳われており、「効率的、効果的な対策」という中に含まれているという考えです。

○会長

よろしいですか。

○委員

一同了承

○会長

それでは次、お願いします。

○事務局

次に18ページ、生活道路、幹線道路の人優先の推進につきましては、人優先の考えは、生活道路のみならず国道、道道といった幹線道路にも及ぶものであることから、(3)交通安全施設等の整備の推進についての前段に「生活道路等において」を追加します。また、これに関連して、17ページ、(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備の「生活道路における」を削除し、生活道路に限らずすべての道路に対する人優先の考え方を強調します。

○会長

生活道路という考え方についてはよろしいですか。

○委員
一同了承

○会長
次、お願いします。

○事務局
次に 22 ページ、大学生、専修学生等に対する啓発につきましては、一般的には成人の中に大学生、専門学校生も含まれると考えられますが、大学生、専門学校生に対する交通安全に関する普及啓発も大切であるという考えから、「成人」を「成人（社会人、大学生等）」に修正します。北海道計画も同様に「社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める」という文言がありまして、これに合わせました。

○会長
北海道計画に表記はあるということで、それで改めて大学生も入れたということです。よろしいですか。

○委員
一同了承

○会長
次、お願いします。

○事務局
次に 24～25 ページ、大人のヘルメット着用につきましては、北海道自転車条例では、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用については努力義務となっており、自転車利用五則では子どもへのヘルメット着用を呼び掛けています。また、道路交通法では、保護者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと規定されています。こうしたことから、計画では、北海道計画と同様に自転車利用五則の活用や北海道自転車条例に基づいた取組としていることから、大人のヘルメット着用については記述せず、幼児・児童の着用の特化した記述とします。しかしながらヘルメットの着用は頭部保護、被害軽減効果があることから普及啓発をさらに努めていきたいと考えていますので、自転車安全利用五則の内容について、新たに計画の中に盛り込みます。

○会長
条例にヘルメット着用が謳われているのであれば、計画のどこかに盛り込まれる方が良いのかなと思うのですが、自転車安全利用五則だけだと前回だされた意見とは必ずしも合致していないような印象ですがいかがですか。

○委員
自転車安全利用五則を改めて載せるというのは、もちろん良いと思います。北海道自転車条例は第 10 次計画の間にできたものなので、改めてお知らせしても良いのかなと思います。例えば自転車条例の概要を載せて、五則と自転車条例の概要を併記しても良いのかなと思います。

○事務局
自転車条例の概要を載せる、または文言を盛り込むことについて検討します。

○会長
幼児・児童に限らず大人にあってもヘルメットの着用についての文言を盛り込んで、その中で特に幼児・児童の保護者に対してもというような表現にすると流れが良くなるのかなという

感じはします。ヘルメットを着用することが条例で謳われているということも打ち出すということの提案がありました。いかがですか。

○委員
一同了承

○会長
文言を加えていただくということによろしいかと思えます。条例の概要が掲載できるのであれば検討してみてください。
次、お願いします。

○事務局
次に29ページ、踏切道における交通安全対策につきましては、今回の計画の策定にあたって、市が関与できるものをまとめ、計画に盛り込むべき案件かどうかを改めて整理をしました。その中で踏切道の整備は、都道府県、JR北海道ほか関係団体の裁量であることから、項目から外したということで、前回説明したとおりです。

○会長
よろしいですか。

○委員
一同了承

○会長
以上で、前回の質問、意見などについて、事務局から改正点なども含めて説明がありました。が、これ以外について、意見や疑問点などありましたらいただきたいと思えます。

○委員
国道では事故危険箇所対策として、事故の発生割合の高い区間、事故件数の多い区間、地域の皆さんの声（意見）のあった箇所を基に事故危険箇所として事故ゼロプランを推進しますので、18ページ、幹線道路対策の推進についての「事故発生割合の大きい区間において」に「区間など」と「など」を追加していただくと施策と合わせてすっきりします。

○事務局
地域の要望や意見等もあるということですので、そういったことも含めてという意味で「など」を追加します。

3 その他
今後の計画策定までのスケジュールを事務局より説明

4 閉会